

貨物利用運送事業法に基づく揭示

2026/3/11

1. 第一種貨物利用運送事業者名
北星産業株式会社
2. 利用運送機関の種類
貨物自動車運送
3. 運賃及び料金
標準運賃又は契約書に準ずる
4. 利用運送約款
標準約款
5. 利用運送の区域又は区間
全国(一部離島を除く)
6. 業務の範囲
一般事業